

尾張旭市市税条例の一部改正について

討論要旨 川村つよし議員

この議案の主な改正点として、国の税金である森林環境税を市民税とともに徴収する規定の整備と、固定資産税のわがまち特例の規定の整備についての2つです。

このうち問題とするのは、森林環境税についてです。

問題に思う点は幾つかありますが、最も疑問なのは、市民税非課税の市民からも森林環境税のみを集めることです。森林環境税を課税するかどうかの所得金額と市民税均等割を課税するかどうかの所得金額に違いがあるために起きる話で、級地区分の違いにより、名古屋市など指定都市などでは起きない現象です。

尾張旭市では、新たに森林環境税だけを課税する対象が100人以上となる見込みであると事前の聞き取りで確認をしていますが、森林環境税の意義を説明し、理解していただく話とは異質な説明が必要になると思います。

なぜ市民税非課税の方たちから税を新たに集めるのか。課税か非課税かの線引きは、物価高騰下では非課税となる所得対象を増やす必要があると考えますが、そうした状況なのに、所得の少ない人に、これまで非課税だった人へ課税対象を増やす、その理屈は論理的に説明できないと考え、反対討論いたします。